

催事実施における注意事項

催事実施期間中、お客さまの安全・安心を最優先し、御社との間で締結した指定場所一時使用に関する契約（以下「本契約」）を遵守すること、更に下記項目について催事スタッフ全員に説明し周知徹底させたいうえで催事を行うようお願い致します。

記

- 本指定場所内に収まるよう催事を形成し、指定区画からはみ出し事を禁止します。
- 本指定場所からはみ出しての追いかけや呼び込みなどの過度な接客行為の禁止。
- 強引な勧誘や通行を妨げる営業、押し売り、執拗な声かけ等お客さまの迷惑となる行為。
- 他の出店者の営業の妨害となる音量（声出し）・視認性に影響ある大型什器での売場設営。
- 虚偽の製品・サービス説明や、他社製品・サービスを貶める説明。
- クレームが発生した場合は、イオンモール(イオンレイクタウン mori)事務所に報告するとともに弊社自らの責任と負担を持って解決して頂きます。
- クレームの内容が重大又は悪質であるとイオンモール(イオンレイクタウン mori)事務所が判断し催事の中止又は終了を要求された場合、その要求に異議なく従っていただきます。
- その他イオンモール(イオンレイクタウン mori)にて定める事項の遵守。
全てのお客さま、ご出店店舗さまへご迷惑が掛かる行為は厳禁といたします。